

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 認定基準及び認定職業訓練実施奨励金の支給要件の改正 【平成26年4月1日施行】 (諮問要綱 第1・第2関係)

(1) 認定基準について

① 過去に行った認定職業訓練の就職率実績に関する基準

- ・ 就職率の算定対象：雇用保険の被保険者となった者及び適用事業の事業主となった者を対象とすることとする。
- ・ 対象区域：認定申請する訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域内で行ったものとすることとする。
- ・ 就職率の水準：過去3年間で2回以上下回ると不認定となる水準に一本化する(基礎コース30%、実践コース35%)。

② 欠格事由

- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の欠格とし、重大な不正行為でない場合は5年間の欠格とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為及び不正行為以外の場合による欠格は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

(2) 認定職業訓練実施奨励金の支給要件等の改正について

- ・ 基本奨励金について、訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 基本奨励金について、3か月単位又は訓練の全ての期間において出席率が80%未満の受講者でも、1か月単位で80%以上の期間がある場合は、その期間については支給対象とすることとする。
- ・ 付加奨励金について、雇用保険が適用される就職率が35%以上60%未満(従前:40%以上55%未満)の場合に1人につき1万円、60%以上(従前:55%以上)の場合に1人につき2万円をそれぞれ支給することとする。
- ・ 重大な不正行為の場合のみを永年の不支給とし、重大な不正行為でない場合は5年間の不支給とすることとする。
- ・ 組織的な関与が認められない不正行為の場合による不支給は、同一の都道府県の範囲に限ることとする。

2. 職業訓練受講給付金(職業訓練受講手当)の支給要件の改正 【平成26年4月1日施行】 (諮問要綱 第3関係)

- ・ やむを得ない理由により訓練実施日の一部を欠席した場合に、その日の2分の1以上に相当する部分を受講した日については、2分の1日を受講したものとして出席日数の算定に加え(出席日数に1日未満の端数がある場合には切り捨てた上で)出席率を算定することとする。
- ・ 過去三年以内に偽りその他不正の行為により、失業等給付などの支給を受けたことがないこととしている要件について、職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって厚生労働省職業安定局長が定めるものを追加する。

3. その他 【平成26年7月1日施行】 (諮問要綱 第4関係) 履用保険部会で議論

管轄公共職業安定所の取扱いに関し緩和措置を講じる。

② 錄定基準 「民間教育訓練機関による職業訓練センターによるものと、民間専門学校によるものとが並んで位置付けたもの。

① 主たる評価要素による運用実績適用率のほか、(i)申請書類内容の記載率、(ii)算の向上に取り組んだこと等の運営体制、(iii)受講者評価、運用保険料適用率以外の就職率等の実績などの多面的要素を加味して訓練の質を評価する。

<見直し案>

二つの認定基準

<p>(2) 受講者募集上の留意事項 (抄)</p> <p>① 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 (不適当な広告の例) ・求職者支援制度の目的の就職の実現以外に他の目的で誤解を招きうるもの。 ・求職者支援制度の趣旨等違反するもの。 (不適当な広告の例) ・「求職者支援制度の目的の就職の実現以外に他の目的で誤解を招きうるもの。 ・求職者支援制度の趣旨等違反するもの。</p>	<p>不可。 また不明瞭なまま無理な説明をすれば確認するのに時間がかかるため、就職率の実現を目的とする具体的な目標を明確に示すことが求められる。 ② 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 (不適当な広告の例) ・「求職者支援制度の目的の就職の実現以外に他の目的で誤解を招きうるもの。 ・求職者支援制度の趣旨等違反するもの。</p>
--	---

以下の点が明確化する。

○ 「求職者支援制度」、「給付支給」、「資格取得」などを、制度の趣旨等として正確に説明するにあたっては、案内条件の強調を避けよう。

<見直し案>

訓練実施機関による受講者募集のルール明確化・見直し

職業能力開発分科会報告書元が専門改正以外の見直し事項の概要(2)(i) (求職者支援訓練機関)